刑務共済組合定款の一部変更について

刑務共済組合定款（平成13年４月１日制定）の一部を次のように変更する。

令和８年４月１日

刑務共済組合代表者
法務大臣　平口　　洋

次の表により、変更前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

変　　更　　後	変　　更　　前
第３章　組合員	第３章　組合員
（組合員の範囲）	（組合員の範囲）
第13条　［略］	第13条　［同左］
⑴　法第２条第１項第１号に規定する職員で法第３条第２項第１号に属する者（法第３条第２項第２号及び第３号に掲げる職員を除く。）	⑴　法第２条第１項第１号に規定する職員で法第３条第２項第１号に掲げる者
第４章　給付	第４章　給付
（出産費附加金）	（出産費附加金）
第18条　法第61条第１項の規定により出産費を支給する場合は、40,000円を出産費附加金として支給する。	第18条　法第61条第１項の規定により出産費を支給する場合は、４万円を出産費附加金として支給する。
（家族出産費附加金）	（家族出産費附加金）
第19条　法第61条第３項の規定により家族出産費を支給する場合は、40,000円を家族出産費附加金として支給する。	第19条　法第61条第３項の規定により家族出産費を支給する場合は、４万円を家族出産費附加金として支給する。
第６章　掛金及び負担金	第６章　掛金及び負担金
（掛金及び負担金の額）	（掛金及び負担金の額）
第24条　法第99条第２項第１号、第２号、第３号及び第５号並びに第７項並びに第122条の規定による掛金及び負担金の額は、次の表に掲げる組合員（任意継続組合員を除く。）の種別に応じてそれぞれ当該組合員の法第40条第１項に規定する標準報酬の月額（以下「標準報酬の月額」という。）及び法第41条第１項に規定する標準期末手当等の額（以下「標準期末手当等の額」という。）に同表に掲げる掛金率又は負担金率（介護保険法（平成９年法律第123号）第９条第２号に規定する被保険者（以下「介護保険第２号被保険者」という。）の資格を有しない組合員にあっては、同表に掲げる介護納付金に係る掛金率及び負担金率を除く。）を乗じて得た額とし、法第126条の５第２項の規定による任意継続掛金の額は、国家公務員共済組合法施行令（昭和33年政令第207号。以下「施行令」という。）第49条の２の規定による任意継続組合員の標準報酬の月額に同表に掲げる掛金率（介護保険第２号被保険者の資格を有しない任意継続組合員にあっては、同表に掲げる介護納付金に係る掛金率を除く。）を乗じて得た額とする。	第24条　法第99条第２項第１号、第２号及び第４号の規定による掛金及び国の負担金の額は、次の表に掲げる組合員（任意継続組合員を除く。）の種別に応じてそれぞれ当該組合員の法第40条第１項に規定する標準報酬の月額（以下「標準報酬の月額」という。）及び法第41条第１項に規定する標準期末手当等の額（以下「標準期末手当等の額」という。）に同表に掲げる掛金率又は負担金率（介護保険法（平成９年法律第123号）第９条第２号に規定する被保険者（以下「介護保険第２号被保険者」という。）の資格を有しない組合員にあっては、同表に掲げる介護納付金に係る掛金率及び負担金率を除く。）を乗じて得た額とし、法第126条の５第２項の規定による任意継続掛金の額は、国家公務員共済組合法施行令（昭和33年政令第207号。以下「施行令」という。）第49条の２の規定による任意継続組合員の標準報酬の月額に同表に掲げる掛金率（介護保険第２号被保険者の資格を有しない任意継続組合員にあっては、同表に掲げる介護納付金に係る掛金率を除く。）を乗じて得た額とする。